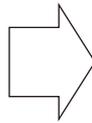


後期高齢者医療のお知らせ

● 保険証（被保険者証）を更新します

7月31日まで

うすい緑色



8月1日から

うすい紫色

後期高齢者医療制度の保険証（後期高齢者医療被保険者証）は、笠松町に住所がある75歳以上の方と、65歳から74歳の方で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入された方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は平成31年（令和元年）7月31日ですので、8月1日からは7月中に郵送する新しい保険証をご使用ください。

古い保険証を処分されるときは、住所や氏名が見えないよう裁断するなど、十分注意してください。

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏名	広域 太郎		
一部負担金の割合	〇割		
有効期限	令和2年7月31日		
後期高齢者医療被保険者証 有効期限 被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇 令和2年7月31日 住所 羽島郡笠松町司町1番地			
氏名	広域 太郎	性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	交付年月日	令和元年8月1日
一部負担金の割合	〇割		
保険者番号	39213038		
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合		<input type="checkbox"/>

● 平成31年度（令和元年度）の保険料額が決定しました

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、平成31年度（令和元年度）の保険料は平成30年中の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

※後期高齢者医療制度加入者の方にお送りする保険料のお知らせは、平成31年度と表記しますが、法律上の効力は変わりません。

【保険料の決まり方】

平成31年度
（令和元年度）
の保険料

限度額62万円（年額）
※100円未満切捨て

=

均等割額

被保険者1人当たり
41,214円

+

所得割額

被保険者の所得※ ×
7.75%

※所得＝総所得金額等－33万円（基礎控除額）

● 保険料の納め方について

保険料の納め方は、年金からお支払いいただく「特別徴収」と、口座振替や納付書でお支払いいただく「普通徴収」があります。

保険料を年金からお支払いいただいている方は、口座振替によるお支払いに切り替えることができます。手続きの方法などは住民課へお問合せください。

また保険料の納付が困難な場合にはお早めにご相談ください。

● 保険料軽減措置の見直しについて

保険料の軽減措置は、特例的に実施されてきましたが、世代内・世代間の公平を図るなどの観点から、平成29年度から段階的に見直しが行われており、平成31年度（令和元年度）は次のとおり改正されます。安定した医療制度の運営のため、ご理解をお願いします。

なお、改正に伴い保険料額が変更となる方で、保険料を年金からお支払いいただいている場合の引き落とし額への影響は10月からです。

① 保険料「均等割額」の軽減

保険料均等割額の軽減特例は、後期高齢者医療制度の創設（平成20年）から特例的に実施されてきましたが、介護保険料の軽減の拡大や年金生活者支援給付金の支給にあわせて制度本来の仕組みに戻すこととされました。本年度からの軽減割合については次のとおりです。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合			
	本来の軽減	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
平成30年度における8.5割軽減の区分 33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
平成30年度における9割軽減の区分 うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし (ただし、公的年金控除額は80万円として計算) ※特別控除(15万円)はありません		改 8割	7割	
33万円+ 改 28万円 × (世帯の被保険者数) 以下	5割	5割		
33万円+ 改 51万円 × (世帯の被保険者数) 以下	2割	2割		

(注) 均等割額軽減判定時の総所得金額などは、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、8割軽減判定時を除き、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。なお軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

② 被用者保険の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方(元被扶養者)は、これまで世帯の負担能力にかかわらず、期間の定めなく特例的に「均等割額」が軽減されていましたが、平成29年度から段階的に制度本来の仕組みに戻すこととされており、本年度からは次のとおりとなります。

- 1) 全ての元被扶養者の方は、加入後2年間は均等割額の軽減が受けられます。
- 2) このうち、所得の低い方は、3年目以降も所得に応じて均等割額の軽減が受けられます。
- 3) 全ての元被扶養者の方に、引き続き、所得割額はかかりません。

● 年金生活者支援給付金について

年金収入などが80万円以下などの要件を満たす場合は、本年度から始まる年金生活者支援給付金の対象となります。対象となる方には9月頃に日本年金機構から給付金の請求手続きに必要な書類が送付されます。

【問合せ先】 住民課 ☎388-1115